

監査結果に係る措置通知書

教育局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(2) 不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が100万円を超える委託契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものであり、このうち、第2号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」という要件が示されている。</p> <p>ところが、教育指導課においては、予定価格が100万円を超える教職員用コンピュータ整備作業等支援業務委託外1件の契約について、相手方が限られていることを理由に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠として見積合せにより随意契約を行っていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>教育局各課・公所長会及び部長会において、監査結果について総務課長より説明し、所属職員への周知徹底と注意喚起を図った。また、再発防止のため、随意契約の根拠条項や該当要件の確認に係る「随意契約チェックシート」を作成し、起案の際に必ず添付することとした。この点も含め、適正な手続について職員に周知するとともに、決裁の機会等を捉えて意識的に所管業務の点検を行うよう、全課公所室長に対し教育長名で通知を行った。</p> <p>担当課（教育指導課）においては、「契約事務の手引」等により課内研修を行い、関係法令等に則り必要な手続を適正に行うよう周知徹底を図った。</p> <p>令和元年度契約については、指名競争入札により業者を選定し、契約を締結した。</p> <p>教育局各課・公所長会開催日 令和元年7月3日 部長会開催日 令和元年7月16日 局内通知日 令和元年7月16日 課内研修実施日 令和元年10月4日</p>	